

令和元年度第4回市川市教育振興審議会

令和元年 10 月 16 日(水)15 時 30 分
市川市教育センター 第 3 研修室

次 第

1 調査審議

「市川市立義務教育学校の設置に関する方針について」の答申について

2 答 申

市川市立義務教育学校の設置に関する方針について

3 その他

市川市教育振興審議会 委員名簿

氏名	分野	所属・役職
天笠 茂	1号委員	学識経験者 千葉大学教育学部特任教授
田中 孝一	1号委員	学識経験者 川村学園女子大学教育学部教授
渡邊 智子	1号委員	学識経験者 淑徳大学看護栄養学部教授
広瀬 由紀	1号委員	学識経験者 植草学園大学発達教育学部准教授
黒木 政継	2号委員	教育関係者 前市川市立第一中学校長
池谷 佳子	2号委員	教育関係者 市川市立新浜幼稚園長
晒科 里美	3号委員	幼稚園及び小中特別支援義務教育学校に在籍する幼児児童生徒の保護者
松本 浩和	3号委員	幼稚園及び小中特別支援義務教育学校に在籍する幼児児童生徒の保護者
角谷 好枝	4号委員	地域における教育の向上に資する活動を行う者
富家 薫	4号委員	地域における教育の向上に資する活動を行う者

市川市教育振興審議会 臨時委員名簿

氏名	分野	所属・役職
貞廣 斎子	1号委員	学識経験者 千葉大学教育学部教授
柳澤 要	1号委員	学識経験者 千葉大学大学院工学研究院教授

令和元年10月9日現在

(案)

令和元年 月 日

市 川 市 教 育 委 員 会
教育長 田中 庸恵 様

市川市教育振興審議会
会 長 天 笠 茂

市川市立義務教育学校の設置に関する方針について（答申）

令和元年10月9日付け市川第20190910-0027号で市川市教育振興審議会へ諮問のありました標記の件について、本審議会において審議した結果、下記のとおり取りまとめたので、市川市教育振興審議会条例第2条の規定に基づき答申いたします。

記

1. はじめに

市川市立小学校及び中学校については、教育条件をより良いものにし、児童生徒の生きる力を育むことのできる学校教育を保障するために、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置の方針」を踏まえ、市川市が目指す教育の姿を見据えて、具体的な方策を推進することが重要となっている。

市川市ではこれまでも「目指す教育の姿」として、「学び」と「育ち」の連続性を大切にした教育を進めており、その具現化を目指す義務教育学校「塩浜学園」では、当初期待されていた教育効果が表れてきている。また、平成29年告示の小・中学校学習指導要領では、義務教育9年間を見通して必要な資質・能力の育成を目指す教育を求めており、小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校は、設置の方向や学校運営の在り方等、具体的な方針を示すことが必要となっている。

このような背景から、令和元年10月9日、教育委員会から市川市立義務教育学校の設置に関する方針について諮問を受け、答申に至ったものであり、本答申によって、市川市の「学び」と「育ち」の連続性を大切にした教育が一層推進されることを期待したい。

2. 方針の策定のための基本的な考え方

(1) 小中一貫教育の推進

市川市では教育の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を踏まえ、学びと育ちの連続性を大切にした教育を進めており、学校教育では、「教育の接続化」

という理念の下、中学校ブロック単位における指導の一貫化の取組等を通して、進学・進級時のなめらかな接続と長期的な視野に立った教育の実現を図ってきた。

そこで、方針の審議にあたっては、市川市がこれまで進めてきた教育の方向性を基本として、塩浜学園の「一貫教育のあり方に関する研究」のまとめや国の動向を踏まえ、義務教育学校設置の方向と、学校運営等の在り方を審議の視点とした。

(2) 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置の方針

平成 29 年に、本審議会は答申として、市川市の将来的な視野に立った学校の適正規模・適正配置の方向性を示し、平成 30 年に市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針が策定された。

同方針では、小規模校に対して、通学区域の見直し、学校統合、義務教育学校の設置の三つの方策を学校や地域の実情に合わせて比較し、優位な方策を必要に応じ複合的に実施することとしている。

そこで、方針の審議にあたっては、児童生徒数の減少を背景に、既存の小・中学校から義務教育学校へ移行することを基本として、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針を踏まえ、学校規模や通学区域、施設等の考え方を審議の視点とした。

3. 義務教育学校設置の方向

小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校について、制度の趣旨や塩浜学園の「一貫教育のあり方に関する研究」のまとめ、国の動向等を踏まえて、市川市における設置の方向と学校運営の在り方等について審議した。

(1) 塩浜学園における小中一貫教育研究

小中一貫教育のモデル校として開校した「塩浜学園」は、義務教育学校となって 3 年が経過し、これまでの取組を踏まえて、成果と課題がまとめられた。

その結果、多くの保護者・教職員が「小中一貫教育は子どもたちの成長にとって効果がある」と捉えており、中一ギャップの緩和や学力向上、自己肯定感の高まりなど、多方面で高い効果が見られた。また教職員についても、子どもの発達に対する理解が深まるなど、指導上の効果も見られた。

一方、学校の運営にあたっては、教職員の多くが、学校文化の異なる小中学校間の調整などに課題があると捉えている。

(2) 小学校高学年における専科指導の拡充

小学校では、子どもたちの抽象的な思考力が高まる高学年において、指導の専門性の強化が課題となっており、専科指導の拡充などによって、中学校への接続を見据えた指導体制の充実が求められている。

(3) 義務教育学校設置の方向

小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校では、児童生徒の成長や教職員の指導の面で高い効果が見られるとともに、小学校高学年での専科指導を継続的に実施する体制を整えることができる。

このことから、「学び」と「育ち」の連続性を大切にした教育を進める市川市において、義務教育学校の設置は「推進」する方向とされたい。

但し一定期間において、市内全体に義務教育学校を設置することは難しいことから、先ずは、条件の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置し、その牽引のもとで小中一貫教育の定着を図っていくようにされたい。

(4) 義務教育学校設置を推進する上での留意点

学校等の状況によって義務教育学校の設置が難しい地域においては、既存の小・中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育を行う小中一貫型小学校・中学校の選択も含め、義務教育学校と同等のカリキュラムのもとで、小中一貫教育を推進する体制を整えられたい。

また義務教育学校設置の推進にあたっては、学校運営上の課題に注目し、教育委員会の対応策を、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」に盛り込まれたい。このことにより、持続可能な体制の具現化に期待したい。

さらには、義務教育学校を経験した教職員の知見が市内全体に広がり、小中一貫教育の推進に生かされることを期待したい。

4. 義務教育学校設置に係る条件

既存の小・中学校からの移行による義務教育学校の設置について、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針を踏まえ、設置の進め方や学校規模、通学区域、施設等の考え方について審議した。

(1) 義務教育学校設置の進め方

義務教育学校設置の推進にあたっては、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針が示す3つの適正配置の方策のうち、「義務教育学校の設置」を優先して検討の対象とするなどして進められたい。

(2) 学校規模の考え方

学校規模は、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針が示す小・中学校の適正規模を、前・後期課程の基本としつつ、義務教育学校の特性に応じて柔軟に捉えられたい。具体的には、学校としての一体感を保ち、9年間の連続性が図られる規模とするとともに、前期課程高学年の専科指導や異学年交流等、小中一貫教育の取組が十分に推進される規模とされたい。

なお、今後、義務教育学校の設置によって得る多くの経験的知見によって、義務教育学校の適正規模を市川モデルとして示されることを期待したい。

(3) 通学区域の考え方

小・中学校の通学区域のずれは、小中一貫教育の取組の効率や効果に影響を与えることから、義務教育学校として9年間の学びを保障するためには、通学区域を見直して可能な限りそろえることが求められる。

このことから、小学校と中学校の通学区域の整合を図ることに努めることを前提として、義務教育学校の設置を推進されたい。

但し、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置する場合は、義務教育学校が子どもや保護者の多様なニーズに応える学校である面にも留意されたい。

(4) 学校施設の考え方

学校施設については一体型校舎において、連続性を大切にした教育が行われることが望ましいが、学校や地域の状況によっては、隣接型または分離型で運営することも考えられる。この場合は、学校運営上の工夫により、一貫教育の効果を高める取組を進められたい。

(5) 既存の小・中学校から移行する上での留意点

既存の小・中学校からの移行にあたっては、当該校の児童生徒、保護者、地域住民が協働して学校づくりを進められる体制を整え、合意を図りながら進められたい。なお、設置までには、そのことに必要な時間を十分に設定されたい。

また合わせて、学校運営協議会を中心として、義務教育9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みの充実にも取り組まれたい。

5. 市川市立義務教育学校の設置に関する方針の見直し

学校教育を取り巻く環境の変化や義務教育学校設置に係る制度の改善等に対応するため、方針については必要に応じて見直しを行うこととされたい。

以上

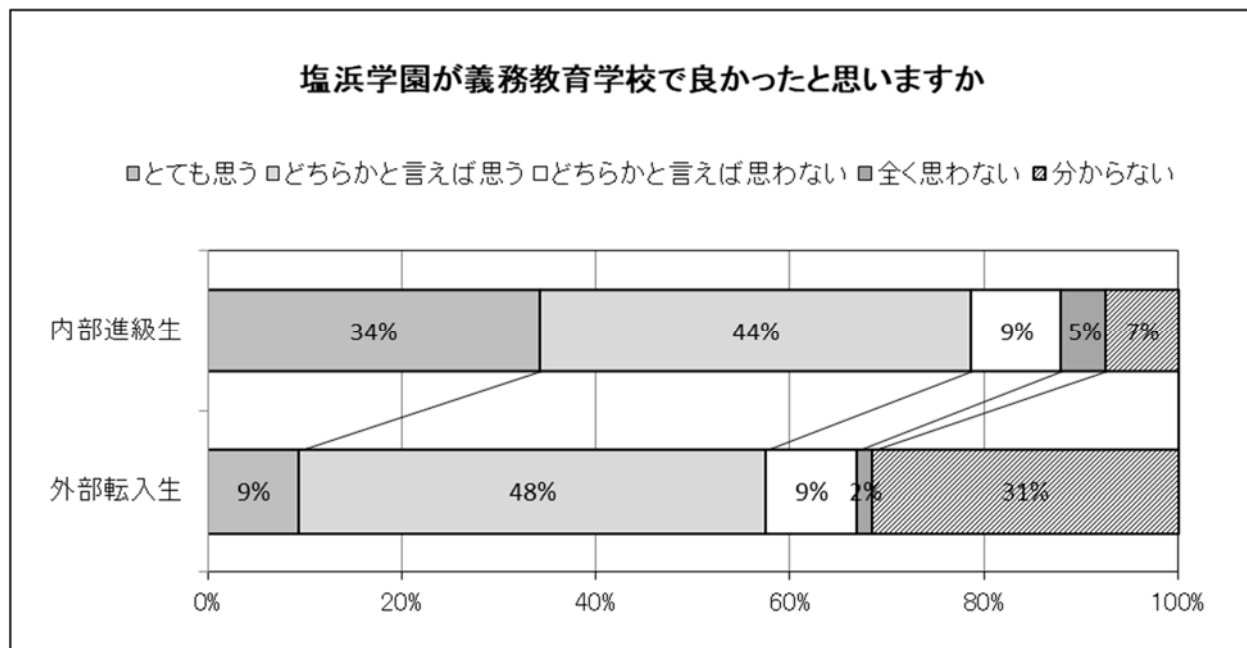
市川市教育振興審議会

会 長	天笠 茂
副 会 長	黒木 政継
委 員	田中 孝一
委 員	渡邊 智子
委 員	広瀬 由紀
委 員	池谷 佳子
委 員	晒科 里美
委 員	松本 浩和
委 員	角谷 好枝
委 員	富家 薫
臨時委員	貞廣 斎子
臨時委員	柳澤 要

第4回 市川市教育振興審議会 資料

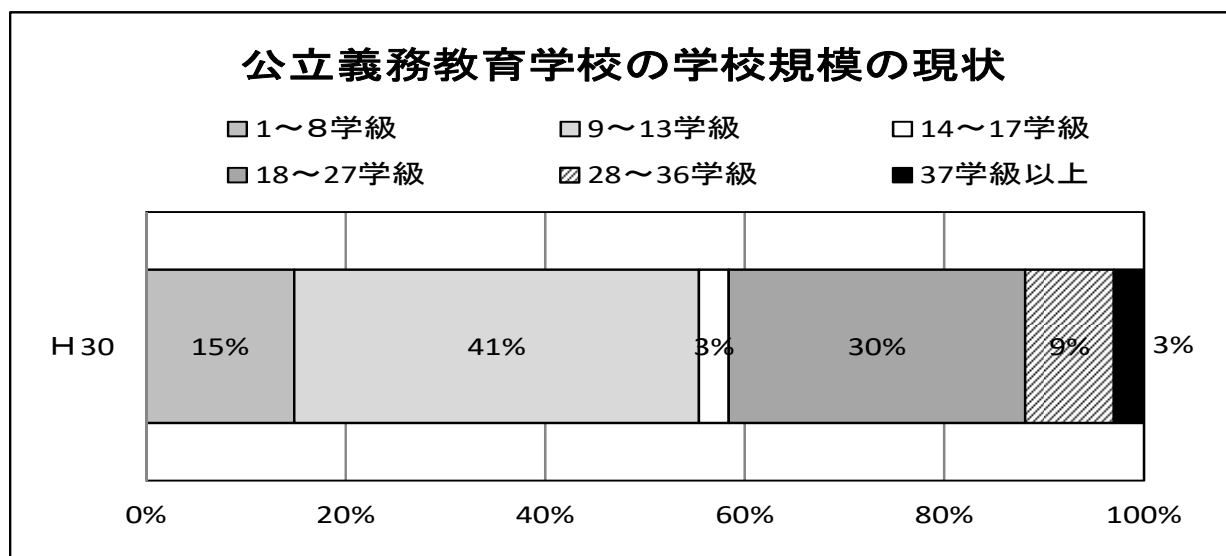
- | | |
|-------------------------------|----|
| ○ 資料1：塩浜学園による小中一貫教育研究のまとめ（追加） | 1 |
| ○ 資料2：義務教育学校の学校規模について | 1 |
| ○ 資料3：小中一貫型小学校・中学校について | 2 |
| ○ 資料4：将来（概ね10年後）過小規模となる学校 | 別紙 |

資料１：塩浜学園による小中一貫教育研究のまとめ（追加）



資料２：義務教育学校の学校規模について

- 平成 30 年度学校規模の適正化及び少子化に対応した 学校教育の充実策に関する実態調査



- 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（平成 28 年 12 月 26 日 文 部 科 学 省）では、義務教育学校の標準規模は 18 学級以上 27 学級以下と示されています。
- ・ 資料 3 「小中一貫型小学校・中学校について」図 1 参照

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
			小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

【図1】

1 併設型小・中学校（小中一貫型小学校・中学校）

- 併設型小・中学校は、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるイメージです。
- これらの学校においては、
 - ① 小学校と中学校の組織文化の違いを乗り越える必要があること
 - ② 3校以上の学校が連携・接続する形態があり得ること
 - ③ 一般的な小中連携と明確に区別する必要があること等を踏まえ、小中一貫教育の実質を適切に担保する観点から、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みを整えることが要件とされています。

- 具体的には、例えば、
 - ① 関係校を一体的にマネジメントする組織（例：△△学園等）を設け、学校間の総合調整を担う校長（例：学園長、統括校長等）を定め、必要な権限を教育委員会から委任すること
 - ② 学校運営協議会を関係校が合同で開催し、一体的な教育課程の編成をはじめとする学校運営に関する基本的な方針を承認する手続を明確にすること
 - ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させることなどが考えられます。
- 併設型小・中学校には、義務教育学校と同様、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施が設置者の判断によって認められます。
- また、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みが整えられていることから、通常の小・中学校と比較して、9年間一貫した指導を実施したり、「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定（第5章参照）したりして、取組を行うことが容易であると言えます。

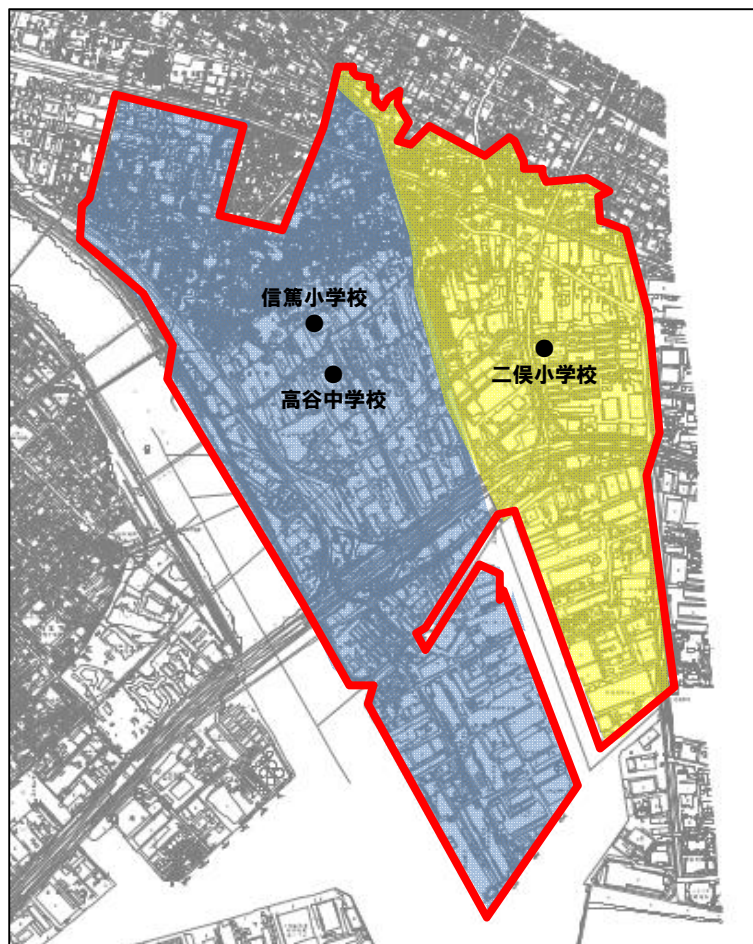
2 連携型小・中学校（小中一貫型小学校・中学校）

- ほとんどの場合、一貫して教育を行おうとする小学校と中学校の設置者は同一であると考えられますが、設置者の異なる小学校と中学校が一貫した教育を行おうとする場合も少数ながら想定されます。そのような場合に適用される仕組みとして、連携型小・中学校の制度が設けられました。

3 小中一貫型小・中学校のメリット

- なお、小中一貫型小・中学校や施設分離型の学校で小中一貫教育の取組を行う際には、以下のような小学校と中学校が別々に存在していることのメリットを生かすことが考えられるところです。
 - ① 学校のリーダーである最高学年を経験できるという特性を生かし、小学校6年生の段階で大きな成長を促す指導を充実させること。
 - ② 違う校地にある中学校校舎に入学すること、複数の小学校からの進学者とクラスメイトになること等により、気持ちを新たにして学校生活をスタートすること。
 - ③ 中学校生活に日常的には触れていないことを踏まえ、あこがれの気持ちや期待感を強く持たせること。

<通学区域>



通学区域の現状

- ・ 中学校と小学校の通学区域が一致している。

<周辺環境>

- ・ 二俣地区国家公務員宿舎廃止（H29解体）

<児童生徒数推計>

学校名	児童・生徒数	
	平成31年度	令和12年度
高谷中学校	457	237
二俣小学校	236	139
信篤小学校	731	410

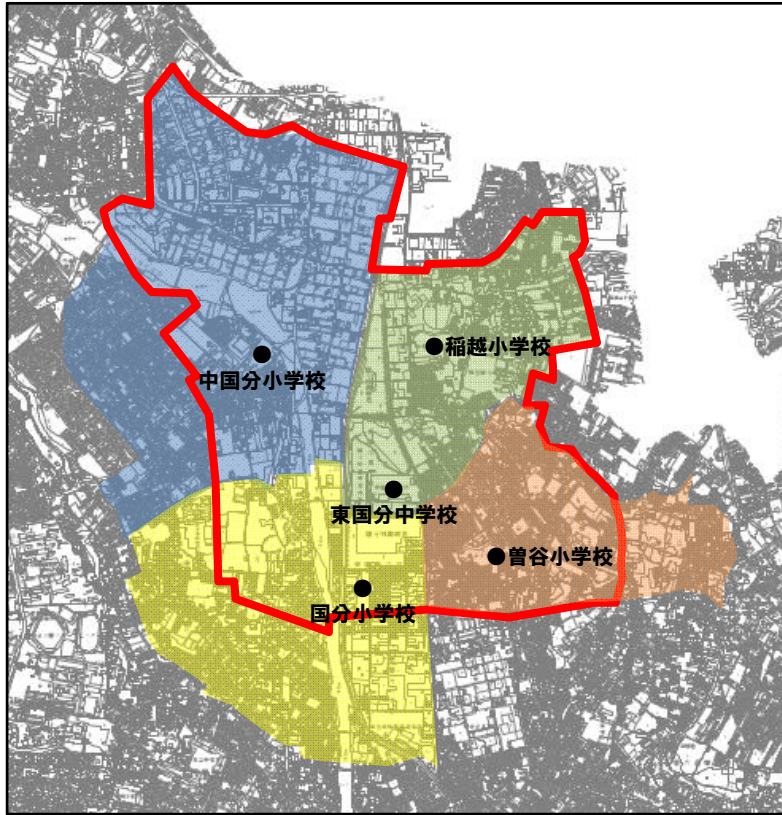
<学級数推計>

学校名	学級数	
	平成31年度	令和12年度
高谷中学校	14	8
二俣小学校	10	6
信篤小学校	24	15

「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」では、小学校で6学級、中学校で9学級以下になるまでに小規模校に対する方策を実施することとしている。

将来（概ね10年後）過小規模となる学校 <東国分中ブロック>

<通学区域>



通学区域の現状

- ・ 中学校と小学校の通学区域が一致していない。
(曾谷小学校、国分小学校、中国分小学校)
- ・ 東国分中学校から他校（一中、二中、三中）へ
約50名の生徒が指定校変更している。
(平成31年度)

<周辺環境>

- ・ 道の駅がオープン（H30.4）
- ・ 外環道路が開通（H30.6）

<児童生徒数推計>

学校名	児童・生徒数	
	平成31年度	令和12年度
東国分中学校	324	244
稲越小学校	209	127
曾谷小学校	421	333
国分小学校	269	181
中国分小学校	489	334

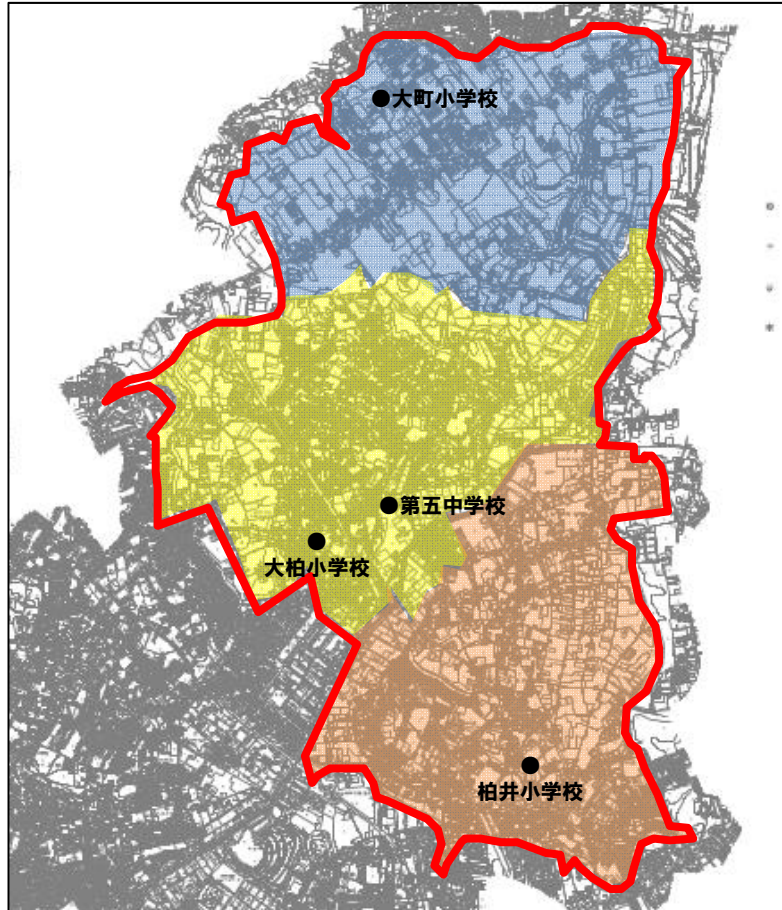
<学級数推計>

学校名	学級数	
	平成31年度	令和12年度
東国分中学校	11	9
稲越小学校	8	6
曾谷小学校	14	12
国分小学校	12	6
中国分小学校	16	12

「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」では、小学校で6学級、中学校で9学級以下になるまでに小規模校に対する方策を実施することとしている。

将来（概ね10年後）過小規模となる学校 <五中ブロック>

<通学区域>



通学区域の現状

- ・ 中学校と小学校の通学区域が一致している。
- ・ 中学校の通学区域が非常に広い。
(通学距離が2kmを超える)

<周辺環境>

- ・ 北千葉道路（事業化に向けた手続き中）

<児童生徒数推計>

学校名	児童・生徒数	
	平成31年度	令和12年度
第五中学校	564	385
大町小学校	95	70
大柏小学校	721	360
柏井小学校	454	304

<学級数推計>

学校名	学級数	
	平成31年度	令和12年度
第五中学校	17	12
大町小学校	6	6
大柏小学校	24	12
柏井小学校	16	12

「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」では、小学校で6学級、中学校で9学級以下になるまでに小規模校に対する方策を実施することとしている。